

入札公告

上峰町公告第 123 号

下記のとおり、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 16 条の 6 及び上峰町財務規則第 133 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

上峰町長 武廣 勇平



記

1 担当部局

〒849-0123

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 319 番地 4

上峰町教育委員会生涯学習課生涯スポーツ係

電 話 0952-52-3833

2 入札に付する事項

(1) 工事名

上峰町体育館・武道場、教育施設（2 棟接統一括）建設工事

(2) 工事概要

本工事は、次に掲げる施設の建築本体工事一式を施工するものである。

・建築概要

教育施設：S 造 地上 3 階建 延床面積 4900.61 m²

体育館・武道場、渡り廊下

：S 造 地上 1 階建 延床面積 2926.21 m²

(3) 工事期間

契約締結日から令和 10 年 11 月 30 日（木）まで

(4) 工事場所

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所七本谷

- (5) 予定価格
7, 460, 780, 000円（税抜）
- (6) 最低制限価格 有り

3 入札参加資格

- (1) 入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす構成員で構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、基本的要件、結成手続き等については、「上峰町建設工事共同企業体取扱要領」によるものとする。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。ただし、更生又は再生計画の許可が決定された者で、入札参加資格申請書を再度提出し、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。
 - (ウ) 本工事の公告日から落札決定までの間に国、佐賀県、上峰町により指名停止の措置等を受けていないこと。
 - (エ) 本工事の公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築一式工事に係る建設業許可を受けている者で、上峰町に令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受付を完了していること。
 - (オ) 竣工後についても、点検、修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を適切かつ迅速に行う体制があること
 - (カ) 上峰町暴力団排除条例（平成24年上峰町条例第6号）第2条第1項第1号から第4号までに定める者でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員の数
構成員の数は2～3者とする。
- (3) 共同企業体の出資比率
すべての構成員の出資比率について、構成員が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、かつ、その上で代表者の出資割合が最大であること。
- (4) 共同企業体の存続期間
 - (ア) 本工事の契約相手方となった者
本工事に係る請負契約の履行後3カ月を経過した日までとする。
ただし、当該期間満了後において、本工事につき契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

(イ) 本工事の契約相手方とならなかった者

本工事に係る請負契約が締結された日をもって失効する。

(5) 共同企業体の代表者の要件

(ア) 佐賀県内又は福岡県内に建設業法に基づく本店又は支店を有している者であること

(イ) 入札参加申込書の提出日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値 (P) が、1,100 点以上かつ経営状況分析評点 (Y) が 800 点以上を有するものであること。

(ウ) 過去 20 年間に於いて完成および引き渡しが完了した工事で、公共施設における、一棟の延べ面積が 3,000 m²以上の新築、改築又は増築工事を元請けとして施工した実績を有すること

(エ) 配置予定の監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者で、申請時において 3 カ月以上継続して雇用関係にある者を当該工事現場に専任で配置することができること。

(オ) 元請けとしての実績は、共同企業体での工事の場合、代表者として施工実績があること

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 7・8 年度の建築一式工事 A 等級の決定を受けていること。

(イ) 入札参加申込書の提出日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値 (P) が、1,000 点以上かつ経営状況分析評点 (Y) が 800 点以上を有するものであること。

(ウ) 佐賀東部土木事務所管内に建設業法上の本店を有している者であること。

(エ) 配置予定の監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者で、申請時において 3 カ月以上継続して雇用関係にある者を当該工事現場に専任で配置することができること。

(オ) 単体もしくは共同企業体での建築一式工事に係る公共工事を施工した実績を有すること。

4 入札参加資格審査申請手続き及び提出書類

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を

受けなければならない。なお、提出書類の資格審査により入札参加資格を確認し別途入札に関する通知を行うため、本工事の入札に参加できるものは入札通知を受けたものに限る。

- (1) 申請期間 令和8年9月24日（木）から令和8年10月16日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（事前に連絡し申請すること）

- (3) 提出先 上峰町民センター内 生涯学習課生涯スポーツ係

- (4) 提出方法 持参による提出のみとする。

- (5) 提出書類

（ア）条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

（イ）共同企業体協定書（様式第2号）

（ウ）共同企業体編成表（様式第3号）

（エ）同種又は同規模程度の施工実績表（様式第4号）

（オ）配置予定技術者調書（様式第5号）

（カ）経営事項審査の総合評定値通知書（写）

※申請書は、上記（ア）から（カ）の順に並べ、ダブルクリップで綴じること。

ただし、（イ）と（ウ）は袋綴じ（割り印）とすること。

※指定様式は上峰町ホームページからダウンロードすること。

※本入札にかかる手続きはすべて代表構成員が行うこと。

5 工事設計図書等（設計図、設計書等）の交付と質問及び回答

- (1) 交付期間 公告の日から令和8年11月9日（月）まで

- (2) 受取方法 希望者からのメールによる問合せにて個別送付（表題を「上峰町体育館・武道場、教育施設（2棟接統一括）建設工事について工事設計図書等の提供依頼」とすること）

- (3) 申請先 上峰町生涯学習課生涯スポーツ係
shougaigakushu@town.kamimine.lg.jp

- (4) 工事設計図書等の説明会 開催しない

- (5) 設計書に記載する数量は、積算上の参考数量であり、契約数量を確定するものではない。

入札者は、設計図書の内容を十分確認の上、設計図書から通常必要と認められる数量及び費用を適切に見込んで入札するものとする。

なお、本工事の設計積算については、完全週休2日制を前提としており、これに伴う補正を積算に反映している。

- (6) 質問について

(ア) 質問方法 質問票【別紙１】により作成しメールにて提出すること。

※表題を〔上峰町体育館・武道場、教育施設（２棟接続一括）建設工事についての質問〕とすること。

(イ) 質問先 上峰町生涯学習課生涯スポーツ係

shougaigakushu@town.kamimine.lg.jp

(ウ) 質問期限 令和８年１０月３０日（金）午後５時００分まで

(7) 回答について

(ア) 回答方法 上峰町公式ホームページに掲載する。

(イ) 回答日 令和８年１１月９日（月）

※回答内容は、本公告及び工事設計図書等の追加・修正事項として取り扱う

※質問内容によっては随時ホームページにて回答をすることがある。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たって入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 開札日 令和８年１１月１８日（水）

※開札時間及び場所は、入札通知に記載する。

(3) 入札書提出方法

上記(2)の開札日の前日午後５時００分までに、上記１の担当部局宛て、入札書と工事費内訳書を封入封印して直接持参もしくは郵送（一般書留または簡易書留に限る。）により提出すること。

工事費内訳書は設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

(4) 代理人による入札

(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出すること。

(イ) 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 開札

(ア) 開札は、入札通知に記載の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(イ) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場す

ることはできない。

- (ウ) 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札通知、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (エ) 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (ア) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (イ) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (ウ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (エ) 明らかに談合によると認められる入札
- (オ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (カ) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (キ) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・記名押印のない入札書
 - ・入札金額を訂正した入札書
 - ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・要領を知得することができない入札書
 - ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (ク) その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

- (ア) 入札者が談合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められると

き

- (イ) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (ウ) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (8) 落札者の決定方法
 - (ア) 落札者の決定
上峰町財務規則第137条の規定に基づき作成された入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
 - (イ) 同額抽選
落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。
- (9) 1者入札の取扱い
入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

7 その他

- (1) 入札保証金 要
(上峰町財務規則第135条第2項各号の一に該当するときは免除)
- (2) 契約保証金 要
(上峰町財務規則第157条第4項各号の一に該当するときは免除)
- (3) 仮契約書
本工事の契約は、議会の議決を要するため落札決定後、速やかに仮契約を締結し、議会の議決後に仮契約書の効力が生じるものとする。仮契約時に、各年度の年度割に応じた出来高予定額から算出した、各年度の支払限度額を設定する。仮契約書は、町が指定する様式により受注者が作成し、提出する。
なお、仮契約書等関係書類の提出期限は令和8年11月26日（木）までとする。
- (4) 支払条件
 - (ア) 前金払 有り 各会計年度の出来高予定額の10分の4以内
 - (イ) 中間前金払 有り 各会計年度の出来高予定額の10分の2以内
 - (ウ) 部分払 有り

(5) 下請人等の選定

下請人等の選定は、上峰町建設工事請負契約約款第7条の2第1項の“佐賀県内に本店を有する者”を“上峰町内に事業所を有する者”に読み替えて行うこと。